

南相馬市～工事等設計書～

起工月	令和8年9月		工事概要	森林整備業務委託	
契約番号	2026000736			森林整備 A=3.19ha (内訳) (更新伐) A=3.19ha	
路線名	檜原地区				
工事等名	広葉樹林再生事業 森林整備等 (鹿島区41林班) 業務委託				
工事等場所	南相馬市 鹿島区檜原 地内				
総工事費	当初請負		仕様概要	1.設計図書及び福島県土木工事共通	
	当初設計			仕様書に準じ、入念に施工すること。	
	変更請負			2.詳細は監督員の指示による。	
	変更設計				
工 事 費 総 括 表					
費 目	金 額	工 事 価 格	消費税相当額	摘 要	
本工事費					
附帯工事費					
測量及び試験費					
用地費及び補償費					
機械器具費					
営繕費					
工事雑費					
工事費					
事務費					
事業費					

最低制限価格の設定(算定)について

広葉樹林再生事業 森林整備等(鹿島区41林班)業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

※該当工事(業務委託)には √ の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用＝P(最低制限価格)

※下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

※「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

※業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

☐

測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算定式	直接測量費＋(諸経費×50%)

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

☐

土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算定式	[土木設計] 直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)
	[建築設計] 直接人件費＋特別経費＋(技術料等経費×60%)＋(諸経費×60%)

☐

地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算定式	直接調査費＋(間接調査費×90%)＋(解析等調査費×80%)＋(諸経費＋その他原価＋一般管理費等)×50%

☐

補償関係コンサルタント業務

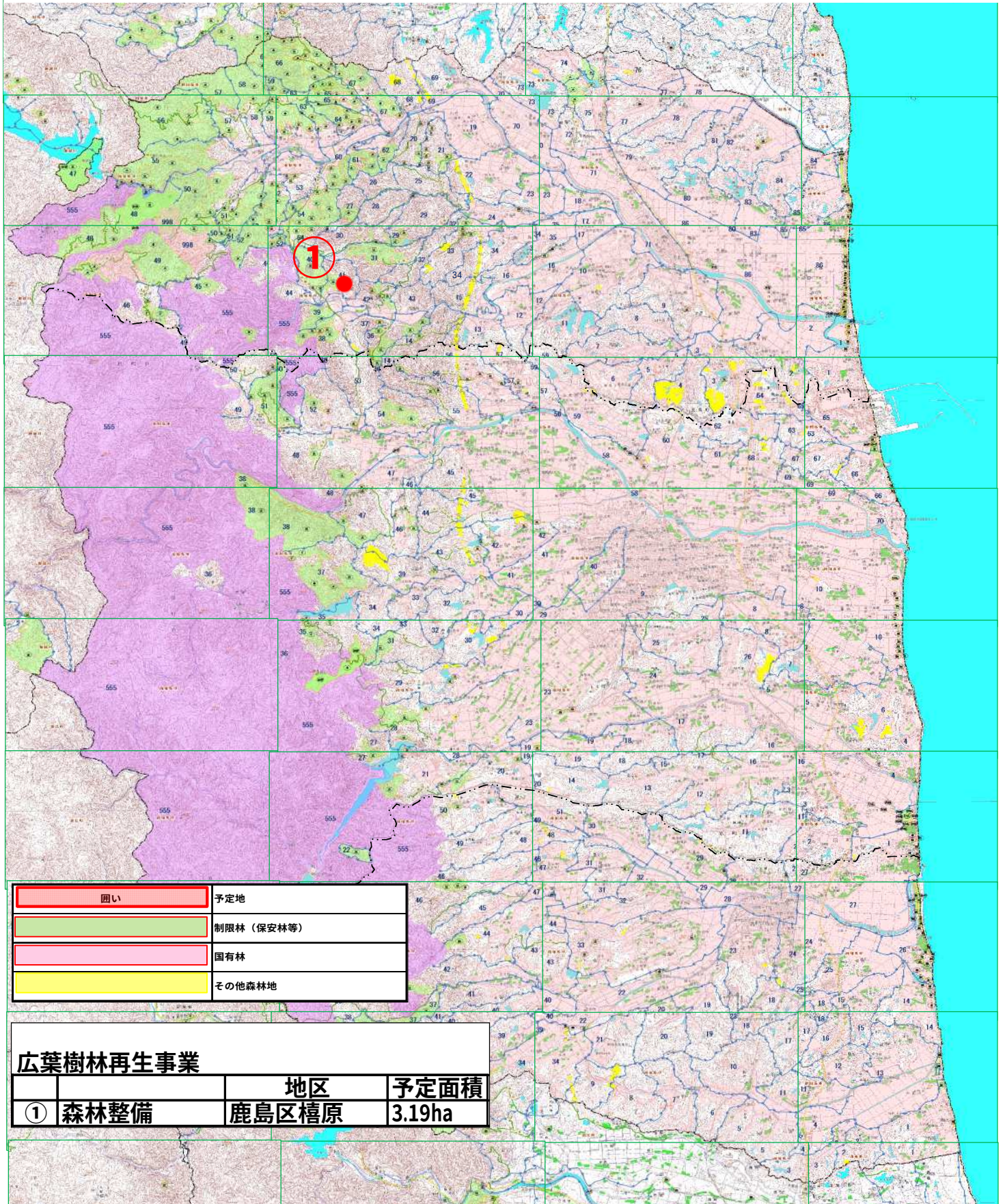
設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算定式	直接人件費＋直接経費＋(その他原価×90%)＋(一般管理費等×50%)

☒

その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

令和8年度 広葉樹林再生事業箇所図



[illegible]

(2/ 13)

工事別工事名:森林整備等(鹿島区40林班外)業務委託

(3/ 13)

工事別工事名:森林整備等(鹿島区40林班外)業務委託

(4/ 13)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	広葉樹林再生事業 森林整備等(鹿島区41林班)業務委託					
工事名	広葉樹林再生事業					
工事別工事名	森林整備等(鹿島区40林班外)業務委託					
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
SPA301	バックホウ掘削積込み(土砂)		m3		1.000	歩A 当たり算出
	バックホウ掘削積込み(土砂)			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	地山の掘削,10,000m3未満,制限なし,砂・砂質土・粘性土・礫質土,障害なし			深夜時間:0.0 週休:補正なし	公社割引補正:なし	
	1)作業種別区分:地山の掘削 2)施工土量区分:10,000m3未満 3)制限区分:制限なし 4)土質区分:砂・砂質土・粘性土・礫質土 5)障害区分:障害なし					
M02082	バックホ[ｸﾗｰ型(超低騒音型)・排対型(3次)]					
	ﾊﾞｯｸﾄ容量0.8m3	1.420	供用日			
R01021	運転手(特殊)		人			
		1.000				
JQ0502	軽油		L			
	JIS1 2号 小型ﾎﾞｰﾅｰ	94.000				
	合 計					算出数量 228.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単一 2号 ***					
SPA803	機械盛土(ブルドーザ敷均し)(狭幅)		m3		100.000	歩A 当たり算出
	機械盛土(ブルドーザ敷均し)(狭幅)			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	路体			深夜時間:0.0 週休:補正なし	公社割引補正:なし	
	1)工種区分:路体					
R01003	普通作業員		人			
		0.300				
MP0112	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ[普通・排対型(3次)]					
	通称3t級	1.220	供用日			
R01021	運転手(特殊)		人			
		0.770				
JQ0502	軽油		L			
	JIS1 2号 小型ﾎﾞｰﾅｰ	18.000				
	合 計					算出数量 100.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単一 3号 ***					
SPA804	振動ローラ締固め(狭幅)		m3		100.000	歩A 当たり算出
	振動ローラ締固め(狭幅)			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	路体・築堤,搭乗式3～4t			深夜時間:0.0 週休:補正なし	公社割引補正:なし	
	1)工種区分:路体・築堤 2)規格区分:搭乗式3～4t 3)長期割引単価区分(賃料機械):あり					
F04062	振動ﾎﾞｰﾗ[搭乗式・ｺﾝﾊﾟｲﾝﾄﾞ型・～超低・排対型(～3次)]					
	運転質量3.0～4.0t	1.860	日			
R01021	運転手(特殊)		人			
		1.160				
JQ0502	軽油		L			
	JIS1 2号 小型ﾎﾞｰﾅｰ	20.000				
	合 計					算出数量 100.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単一 4号 ***					
SPA902	盛土法面整形(削取り整形)		m ²		100.000	歩A 当たり算出
	盛土法面整形(削取り整形)			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	礫質土,バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3)			深夜時間:0.0 週休:補正なし	公社割引補正:なし	
	1)土質区分:礫質土 2)規格区分:バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3) 3)山林砂防工(普通作業員):普通作業員					
R01001	土木一般世話役		人			
		0.100				
R01003	普通作業員		人			
		0.500				
M02042	バックホ[ｸﾗｰ型・排対型(2次)]					
	ﾊﾞｯｸﾄ容量0.45m3	3.100	時間			
R01021	運転手(特殊)		人			
		0.530				
JQ0502	軽油		L			
	JIS1 2号 小型ﾎﾞｰﾅｰ	27.000				
	合 計					算出数量 100.000 m ²
	単 価		m ²			
	*** S単一 5号 ***					
SPG701	木製路面排水工		m		10.000	歩A 当たり算出
	木製路面排水工			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	床堀あり					

[illegible]

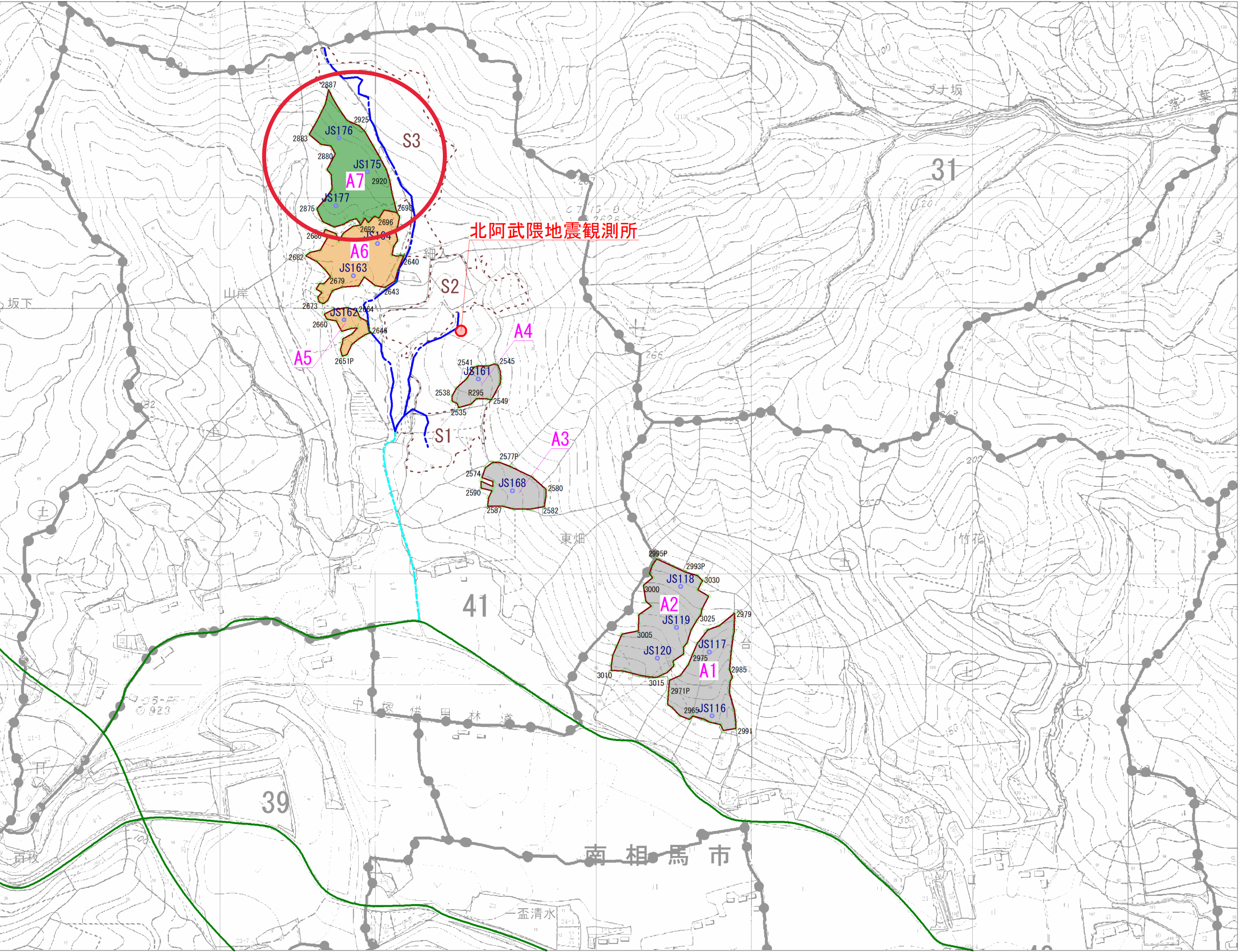
工事別工事名:森林整備等(鹿島区40林班外)業務委託

$$(11/13)$$

[illegible]

[illegible]

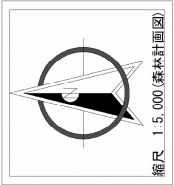
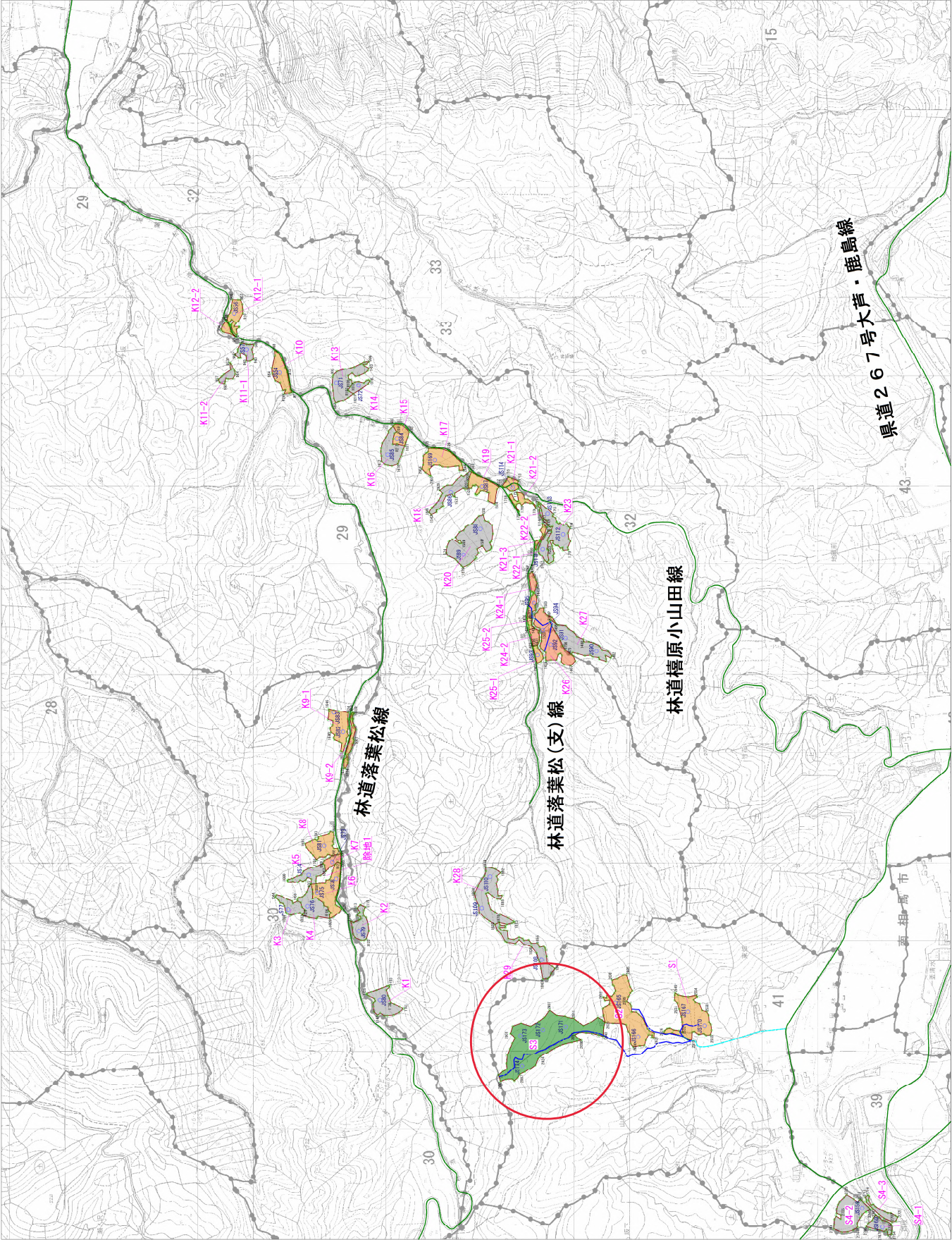
広葉樹林 再生事業 南相馬市鹿島区（41林班）
施業計画図



凡 例	
A1	工区名
— R1 —	周囲測量
S1	昨年度調査分
■	間伐(保育)
■	間伐(スギ)
■	広葉樹林再生事業
JS1	標準地調査位置
---	計画作業道 W=3.0
---	一般道路
---	既設管理道・搬出路・作業路

地区名	鹿島区 41林班		
事業名	令和8年度 広葉樹林再生事業		
区分	森林整備	施行主体	南相馬市
名称	施業計画図	1 葉中	1 番
林 班	41		
施工地	福島県南相馬市鹿島区檜原地内外		
図面全	縮 尺 A3 1:5,000		
審査者	設 計 者		

広葉樹林再生事業 南相馬市鹿島区(41林班)
施業計画図



凡 例	
K1	工区名
— 1 —	周囲測量
■	間伐(保育)
■	間伐(大干)
■	間伐(中干)
■	広葉樹林再生事業
K1	標準地調査位置
— 30 —	計画作業道 W=3.0
—	一般道路
—	限越経路・端出露・作経路

地区名	鹿島区 41林班
事業名	令和8年度 広葉樹林再生事業
区分	森林整備 施行主体 南相馬市
級別区分	一 級 設計速度 — Km/h
名称	施業計画図
林班	31 林班
施工地	福島県 南相馬市鹿島区楳原地内外
図面全	業中 番縮 尺 1:5,000
審査者	設計者

南相馬市	ふくしま森林再生事業			
令和8年度	森林整備数量集計 檜原地区外			
種別	工種	数量	単位	備考
森林整備				
更新伐（整理伐）	受光伐（広葉樹）伐採率100% 直径16cm、13m、傾斜20°以下 216m ³ /ha	2.11	ha	S3
整理伐1	運材（フォワーダ） 木寄せ50m未満 距離451～500m	274	m ³	
更新伐（整理伐）	受光伐（広葉樹）伐採率100% 直径18cm 樹高12m 地山勾配20°以下 伐採材積167m ³ /ha	1.08	ha	A7
整理伐2	運材（フォワーダ） 木寄せ50m未満 運材距離451～500m	90	m ³	
計 （単層林施業）	受光伐（広葉樹）	3.19	ha	
	フォワーダ運材	364	m ³	
路網整備 作業道（新設）				
	幅員3.0m 0°～25° 伐開除根無し	330.00	m	
	幅員3.0m 26°～ 伐開除根無し		m	
	幅員3.0m 不陸生成 伐開除根無し	180.00	m ²	
	作業道延長	390	m	
	木製路面排水工 製品 A400 L=4.0m ウォーターガイド付き	4.00	基	
安全費（積上）				
安全費 工事名表示板	木材使用	2	基	

数量集計表 檜原地区外																																	
								施 業 内 容																									
市町村	大字	字	林班	小班	地番	工区名	傾斜	除伐	保育間伐	利用間伐	人工林整理伐	更新伐 31～45%	更新伐 46～60%	更新伐 61～75%	更新伐 76～90%	広葉樹林 再生	施業面積	伐採率 %	伐採材積 m3/ha	伐採材積 m3/面積	間伐 利用率%	人工林整 理伐 利用率%	更新伐 (31-45%) 利用率%	更新伐 (46-60%) 利用率%	更新伐 (61-75%) 利用率%	更新伐 (76-90%) 利用率%	広葉樹林 再生	間伐 立木回り	成立本数 運材延長	胸高直径 cm	樹高 伐採本数 ㎡・本	対象樹種	
鹿島区	檜原	細入	41	24	3	S3	20									2.11	2.11	100	216	456							274		1400	16	1400	広葉樹	
			作業工種		広葉樹林再生事業																								500	ha当搬出材積→		130	
鹿島区	檜原	細入	41	12	2	A7	20									1.08	1.08	100	167	180							0		967	18	12	ザツ	
			施業種		広葉樹林再生事業																								500	ha当搬出材積→		0	
小計					2			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.19	3.19				0	0	0	0	0	0	274						
					2			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.19	3.19 ha				0	0	0	0	0	0	274	274 m3					

数量集計表（作業道）

	延長 m	傾斜区分				洗越工 箇所(4m)	木製路面排水工 基(4m)	礫横断溝 m	丸太筋工 m	暗渠管 m	
		0°～25°	26°～34°	不陸整正							
合計	330	270	0	60		0	4	0	0	0	

作業道9号 車道幅員 2.5 (3.0)m

測点NO	延長 m	傾斜区分			土質	洗越工 箇所(4m)	木製路面排水工 基(4m)	礫横断溝 m	丸太筋工 m	暗渠管 m	備考
		0°～25°	26°～34°	不陸整正							
14	20.0			20.0	礫混り土		1				(以下、広葉樹林再生事業分)
15	20.0			20.0	礫混り土						
16	20.0			20.0	礫混り土						
17	20.0	20.0			礫混り土						
18	20.0	20.0			礫混り土						
19	20.0	20.0			礫混り土		1				
20	20.0	20.0			礫混り土						
21	20.0	20.0			礫混り土						
22	20.0	20.0			礫混り土						
23	20.0	20.0			礫混り土						
24	20.0	20.0			礫混り土						
25	20.0	20.0			礫混り土		1				
26	20.0	20.0			礫混り土						
27	20.0	20.0			礫混り土						
28	20.0	20.0			礫混り土						
29	20.0	20.0			礫混り土		1				
+10	10.0	10.0			礫混り土						
計	330.0	270.0	0.0	60.0		0	4	0.0	0.0	0.0	

工 事 名：広葉樹林再生事業 森林整備等（鹿島区 4 1 林班）業務委託
地 区 名：南相馬市 鹿島区櫓原地区
施工場所：鹿島区 4 1 林班

広葉樹林再生事業森林整備等業務委託

特記仕様書

南相馬市

第1章 総 則

- 1 本仕様書は、広葉樹林再生事業 森林整備等（鹿島区41林班）業務委託に適用する。
- 2 本工事は、ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託標準仕様書（以下、「仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書により施工するものとする。

第2章 事業内容

- 1 位 置 南相馬市 鹿島区榎原地区
- 2 事業概要
 - (1) 森林整備 A = 3.19ha
森林整備 更新伐 3.19ha

- 3 履行期限 令和9年1月29日

第3章 工事数量

- 1 図面及び別紙金抜き設計書による。
なお、金抜き設計書、図面に表示された数量、規格及び施工方法のうち、次に掲げる事項については、受注者の施工手段を拘束するものではない。
 - (1) 出来形を求めない土工数量（土砂等の掘削量、埋戻し量、締固め土量及び運搬量等）
 - (2) 工事に使用する施工機械の規格（別に定めのある場合を除く。）
- 2 図面と金抜き設計書との照査を行うこと。照査の結果、差異がある場合は監督員と協議を行うこと。

第4章 施 工

- 1 共通
 - (1) 森林整備により搬出した木材等木質資源の森林所有者への引き渡し場所は、下記のとおりとする。

樹種	引き渡し場所	備考
その他広葉樹	土場	木材表面線量測定対象外

- (2) 森林整備により発生した木材を森林所有者等に引き渡した後であっても、誠意を持って森林所有者等と協議の上、売り払い等の処分について実施及び協力すること。
 - (3) 発注者は、森林所有者等への引き渡し後の搬出木材の処分については関与しない。
- 2 管理基準等
 - (1) 管理基準等については仕様書によるものとする。
 - (2) 事業着工後、履行状況については毎月、当該月末日までに監督員に提出すること。なお、当該月末日が休日の場合は、日程について監督員と協議すること。また、協議様式は、監督員の指示によること。

3 材料

(1) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

再生骨材については、運搬距離 40 km の範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、甲乙協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

なお、使用に際し「プラント再生舗装技術指針」等を遵守するものとする。

4 枝葉等の処理等

枝葉等の処理や、土砂流出防止対策を実施している施業地から 1 施業地以上を抽出し、別紙 2 により枝葉の発生量や枝葉の処理及び土砂流出防止対策に係る所要人工数等を報告すること。

5 建設副産物

- (1) 森林作業道の敷設に伴って発生した伐根については、原則として盛り土法面の保護に有効利用するものとするが、やむを得ず建設副産物とする場合は、下記により現地においてリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

- (2) 工事で使用する砕石及びアスファルト等については原則として再生材を使用すること。

6 過積載防止

- (1) ダンプトラック等の過積載防止について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、「共通仕様書 土木工事編 I」（福島県土木部監修）第 1 編 1-1-39 「交通安全管理」 3. によるほか、下記事項を遵守しなければならない。

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。（法 12 条団体等とは、法 12 条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を指す。）

7 安全対策

当該地区には、人家、林道に隣接している区域があることから、伐倒に際しての安全性の確保について、施工計画書にその対策・方針等を記載すること。

事業を実施するに当たり、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための事業等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令 152 号平成 24 年 1 月 1 日施行）、「除染等事業に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に準じて適切な措置を講じなければならない。

8 森林整備等

- (1) 森林整備において用いるチェーンオイルは植物性の分解性オイルを使用すること。

- (2) 森林作業道の敷砂利については、使用する材料の試験成績表を添付し監督員の

承諾を得てから使用すること。

- (3) 森林整備箇所の周囲測量及び森林作業道線形の起工測量は空間線量測定後速やかに実施し、その成果を監督員に提出すること。測量はコンパスにより行うこととし、測量起点を既存の点（境界杭や座標が管理されている地点）とすることや、GPSで座標を管理するなど、再現性のある測量成果とすること。また、既存の点が無い場合、現地測量における基準点（始点）に測量杭（プラスチック杭等）を設置し、移動、紛失を防ぐため適宜保護すること。

なお、コンパス以外での測量又は起工測量の結果、設計数量等に変更がある場合には、協議書として監督員に提出すること。

- (4) 間伐木の選木に当たっては、プロット調査の成果に基づき、伐採を実施する前にあらかじめテープ等により明示すること。

なお、仕様書に基づく間伐の施工前写真については、選木後の写真とすること。

- (5) 枝払い、玉切りにより生じた枝葉及び幹材等については、等高線に平行に存置するなど、下流への流失や、斜面下への落下をしない、安定した状態に片付けること。整理集積を要する箇所については、協議を行う事。

- (6) 放射性物質対処工は、放射性物質の移動を防止するために等高線状に設置するものとし、設置に先立ち現地を確認し、設置位置について監督員に協議を行うこと。（形状においては、「丸太筋工標準図」参照）

9 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を指定の数設置すること。

第5章 変更事項

- (1) 施工時点に再生材の入手が困難である場合には、再生材販売所の証明を添付して協議を行うこと。協議により入手困難が確認された場合には新材に設計変更を行う。
- (2) 掘削土の土質・転石など、当初条件と異なる場合は変更対象とする。
- (3) 軟弱地盤の改良について、改良範囲及び改良工法についての変更協議がある場合、土質試験も含めて設計変更を行う。
- (4) 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

- (5) 森林病虫害（カシノナガキクイムシ）の被害が拡散していることから、被害が確認された施工地については、監督員と協議のうえ施業内容等の設計変更を行う。
- (6) 下列の施工条件については、標準的な条件で計上していることから、現地照査の結果、差異がある場合は監督員と協議を行うこと。
- (7) 樹下植栽の植栽本数は、松くい虫被害木処理付近にギャップ植栽を見込み計上

していることから、現状に応じて変更の対象とする。

第6章 その他

- 1 施工に際し、既設構造物、既存の道路に損害を与えないよう充分注意し、損害を与えた場合は、受注者の責任で補修すること。
- 2 この仕様書に定めのない事項又は、工事の施工にあたり疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託標準仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託（以下「事業」という。）の際の標準的仕様であり、特別の指示のない限りすべてこの仕様書により事業を実施しなければならない。
- 2 この標準仕様書は、ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託の実施に関して必要な事項を示すものである。
- 3 契約図書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕様書に優先するものとする。
- 4 特記仕様書、図面、標準仕様書の間に相違がある場合、又は設計図書に関して疑義の生じた場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、誠実に事業を履行し、かつ事業実施の細部については監督員の指示に従わなければならない。

(用語の定義)

- 第2条 この標準仕様書において、次の各号に定めるところによる。
- 1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は現場責任者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書に規定する者をいう。
- 2 「検査職員」とは、事業の完了の検査にあたって、契約書の規定（検査及び引渡し）に基づき検査を行う者をいう。
- 3 「現場責任者」とは、契約の履行に関し事業の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 「設計図書」とは、標準仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 6 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 7 「標準仕様書」とは、事業に関する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 8 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該事業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 9 「現場説明書」とは、事業の入札等に参加する者に対して、発注者が当該事業の契約条件を説明するための書類をいう。
- 10 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 11 「図面」とは、入札等の際に発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 12 「指示」とは、監督員が受注者に対し、事業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

- 13 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 14 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督員に対し、事業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 15 「報告」とは、受注者が監督員に対し、事業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 16 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 17 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た事業の遂行上必要な事項について、監督員が書面により事業上の行為に同意することをいう。
- 18 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 19 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 20 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 21 「提出」とは、受注者が監督員に対し、事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 22 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- 23 「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した事業等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 24 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が事業の完了を確認することをいう。
- 25 「打合せ」とは、事業を適正かつ円滑に実施するために現場責任者等と監督員が面談により、事業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 26 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 27 「協力者」とは、受注者が事業の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 28 「使用人等」とは、協力者又はその代理人もしくはその使用人、その他これに準ずる者をいう。
- 29 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し内容を確認することをいう。

(受注者の義務)

第3条 受注者は、契約の履行にあたって事業等の意図及び目的を十分に理解したうえで事業等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

(事業の着手)

第4条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に事業に着手

しなければならない。この場合において、着手とは現場責任者が事業の実施のため、監督員との打合せ又は現地事業等を開始することをいう。

(事業箇所の確認)

第5条 受注者は、事業着手前にその位置を確認しておかなければならない。

- 2 受注者は、事業で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議のうえ現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

(設計図書の点検)

第6条 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、監督員に書面により報告しなければならない。

- 2 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、事業における監督員を定め、受注者に通知するものとする。なお、発注者は監督員の業務の一部を第三者に委託した場合には併せて受注者に通知する。

- 2 監督員は、契約図書、仕様書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口答による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(現場責任者)

第8条 受注者は、事業における現場責任者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 現場責任者は、契約図書等に基づき、事業に関する管理を行うものとする。
- 3 現場責任者は、次の号のいずれかに該当する技術者でなければならない。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の技術士であって、森林部門に係る登録を受けている者
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは第2項の林業改良指導資格試験に合格した者
 - (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修終了者名簿への登録を受けた者
 - (4) 林業労働力対策実施要領（昭和45年7月31日付け45林野済第95号林野庁長官通知）の規定による都道府県知事の認定を受けた、基幹林業作業士、林業技能作業

士又は林業作業士

- (5) 社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
- (6) 林業後継者育成対策等事業実施要領(昭和58年4月4日付け58林野普第78号)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者(指導林家等実施要領(平成12年4月1日付け12林野普第53号林野庁長官通知)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者)
- (7) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、次の免許、講習又は教育を受けた者
 - ア 刈払機作業に係る安全衛生教育
 - イ 伐木等の業務に係る特別教育、チェーンソーの取扱いの業務に係る特別教育
 - ウ 玉掛け技能講習、玉掛けの業務に係る特別教育
 - エ はい作業主任者(技能講習)
 - オ クレーン運転士免許、クレーンの運転の業務に係る特別教育、移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習、移動式クレーンの業務に係る特別教育
 - カ フォークリフト運転技能講習、フォークリフトの運転の業務に係る特別教育
 - キ 車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育
 - ク ショベルローダー等運転技能講習、ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育
 - ケ 不整地運搬車技能講習、不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育
 - コ 林業架線作業主任者(免許)、機械集材装置の運転の業務に係る特別教育
 - サ 地山の掘削作業主任者(技能講習)
- (8) 公的機関(国、地方公共団体、森林整備法人及び独立行政法人緑資源機構(旧緑資源公団))から受託した森林整備業務(下請を含む)において管理業務の実務経験を5年以上有する者又は森林整備業務において現場業務の実務経験を5年以上有する者
- 4 現場責任者は、監督員が指示する関連のある事業等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、事業を実施しなければならない。
- 5 現場責任者は、社内検査員を兼ねることはできない。

(社内検査員)

- 第9条 受注者は、社内検査員が事業途中において必要と認める時期及び検査(完成、監督員による検査(確認を含む))の事前に社内検査を行い、その結果を任意様式により提出しなければならない。
- 2 社内検査員は、当該事業に従事していない社内の者とする。また、社内検査員は検査時に立会わなければならない。
 - 3 社内検査においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、事業全般にわたり社内検査を行うものとする。
 - 4 社内検査員は、検査計画を作成して事業計画書に記載し、検査に関する事項を定めなければならない。
 - 5 社内検査員は、森林整備事業における現場事業の実務経験を10年以上有する者とする。
 - 6 社内検査員を定めた場合、施工計画書に氏名、資格、経歴等を記載し、監督員に提出しなければならない。なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。

(提出書類)

第10条 受注者は、発注者が指定した関係書類を、契約締結後に監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2 受注者は、次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 事業着手届
- (2) 現場責任者・社内検査員通知書
- (3) 作業工程表
- (4) 事業計画書
- (5) 事業完了届
 - ア 竣工図（出来形図）
 - イ 事業管理の結果資料
 - ウ 出来形管理
 - エ 事業写真
 - オ 使用材料の試験結果及び資料
 - カ 社内検査結果資料
 - キ 安全管理
 - ク 資材受払い簿
- (7) その他監督員が必要と認めたもの

3 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(打合せ等)

第11条 事業を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、事業の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面等を作成するものとする。

2 事業着手時及び設計図書で定める事業の区切りにおいて、現場責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3 現場責任者は、標準仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(事業計画書)

第12条 受注者は、契約締結後14日以内に事業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 事業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 事業業概要
- (2) 工程表

- (3) 現場組織表（現場責任者その他技術者の有資格者表一覧表、再委託がある場合は、各再発注者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。）
- (4) 事業組織計画
- (5) 作業手順及び方法
- (6) 機械使用計画
- (7) 出来形・写真管理計画
- (8) 材料納入計画
- (9) 安全管理計画
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 社内検査計画
- (12) その他必要事項

ただし、監督員の承諾を得た場合は、上記項目の一部を省略することができる。

- 3 受注者は、事業計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度、監督員に変更事業計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な事業計画書に係る資料を提出しなければならない。

(関係官公庁等への手続き等)

第13条 受注者は、事業の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、事業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第14条 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。

- 2 受注者は、事業の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定めあるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、事業の実施中に発注者が地元協議等を行う場合には、監督員の指示により地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地等への立入等)

第15条 受注者は、事業を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、事業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、事業実施のため、植物伐採、かき、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者等の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(写真撮影)

第16条 受注者は、事業結果が確認できるよう、着手時、事業経過、並びに完了時の写真を撮影し、事業の終了後に提出しなければならない。

2 撮影にあたっては、被写体の性質、地点が判別できるよう明確に撮影しなければならない。また、設計寸法の確認などの場合は、スケール等をあてて撮影し、内容が確実に判明できるようにしなければならない。

3 写真は、事業経過が判別できるよう整理、貼付し、検査を受ける場合には提出しなければならない。

(関係法令及び条例の遵守)

第17条 受注者は、事業の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(事業完成届)

第18条 受注者は、事業完了届提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。

2 受注者は、事業完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書に示されるすべての事業が完成していること。

(2) 設計図書等に明示されている事業記録写真、出来形管理資料、関係図及び報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

(3) 契約変更を行う必要が生じた事業においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

(検 査)

第19条 発注者は、事業委託検査に先立って監督員を通じて請負者に対して検査日を通知す

るものとする。

2 受注者は、契約図書等と対比した、次の各号に掲げる検査を受けなければならない。

なお、検査にあたっては、現場責任者及び社内検査員を立会わせなければならない。

(1) 事業の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。

(2) 事業の管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。

3 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

(修 補)

第20条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。

(条件変更等)

第21条 監督員が、受注者に対して事業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「事業の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。

2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは以下のものをいう。

(1) 事業箇所への立入りが不可能となった場合

(2) 天災その他の不可抗力による損害

(3) その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

(契約変更)

第22条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、事業契約の変更を行うものとする。

(1) 事業内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、事業施行上必要があると認められる場合

(4) 契約書の規定（事業委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更を行った場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 監督員が受注者に指示した事項

(2) 事業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第23条 発注者は、受注者に対して事業の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び事業の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残事業量等から履行期間の変更が必要でない判断

した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

(一時中止)

第24条 次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、事業の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、放射能汚染その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による事業の中断については、臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の事業等の進捗が遅れたため、事業の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により事業の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災や放射能汚染等により事業の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、事業の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

- 3 前項の場合において、受注者は、屋外で行う事業の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第25条 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第26条 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書に規定（かし担保）するかし責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(再委託)

第27条 受注者は、協力者に当該事業を再委託する場合には、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が事業の実施につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 協力者が地方自治法施行令第167条の4の規定及び南相馬市の入札参加資格制限

中の者でないこと。

(3) 協力者が南相馬市の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

(4) 協力者は、当該再事業委託の遂行能力を有すること。

2 事業を協力者に再委託する場合、又は協力者を変更する場合は、協力者との役割分担を表示した「事業組織計画（標準仕様書第12条）」により発注者に事前に協議すること。

3 受注者は、事業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに事業を実施しなければならない。

(使用人等の管理)

第28条 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、事業が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

(安全等の確保)

第29条 受注者は、事業の実施に際しては、事業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）、及び「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達平成15年3月27日）を参考にして、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、事業に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

(3) 受注者は、現場に別途の事業又は工事等が行われる場合は、相互協調して事業を遂行しなければならない。

(4) 受注者は、事業実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、事業をしてはならない。

2 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、事業の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、事業の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、作業における安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示

するとともに、検査時に提出しなければならない。

- (1) 当該事業内容等の周知徹底
 - (2) 安全作業の周知徹底
 - (3) 当該現場で予想される事故対策
 - (4) 当該事業における災害対策訓練
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 6 受注者は、事業の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 7 受注者は、作業に使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 8 受注者は、作業において作業者に刈払機やチェーンソーを使用させる場合には、振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い事業に係る振動障害予防対策指針」（昭和50年10月20日基発第608号）及び「チェーンソー取扱い作業指針」（昭和50年10月20日基発第610号）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じなければならない。
- 9 受注者は、作業を実施する期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 10 受注者は、作業においては、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 11 受注者は、事業の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。また、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に務めなければならない。
- 12 受注者は、事業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

第30条 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い、事業の品質又は工程に関して事業管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求

することができるものとする。

(放射線障害防止措置)

第31条 受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための事業等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令152号平成24年1月1日施行）、「除染等事業に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に準じて適切な措置を講じなければならない。

(現場発生品)

第32条 受注者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督員に報告し指示を受けなければならない。

(環境への配慮)

第33条 受注者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、関連法令並びに標準仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

3 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

(履行報告)

第34条 受注者は、毎月25日の履行状況を当該月末までに監督員に報告しなければならない。

(屋外作業を行う時期及び時間変更)

第35条 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合には、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

(跡片付け)

第36条 受注者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、事業期間内に完了しなければならない。

(文化財の保護)

第37条 受注者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、作業員等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を

保有するものとする。

(事業・試験に対する協力)

第38条 受注者は、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う事業及び試験に対して、監督員の指示により協力しなければならない。

第2章 材 料

(材料の品質規格)

第39条 事業に使用する材料は、設計図書に示す品質及び規格によるものとする。

(材料の検査)

第40条 受注者は、設計図書に基づき材料を納入した場合は、数量、品質及び規格について検査し、その検査結果を野帳等に記録しておかなければならない。

2 監督員は、必要に応じ、前項の検査記録の提出を受注者に請求できるものとし、受注者は、それに応じなければならない。

第3章 森林整備等・放射性物質対策

(第一節 共通)

(一 般)

第41条 受注者は、各作業の実行に当たっては、第1章及び前章によるもののほか、特記仕様書によらなければならない。

2 受注者は、本標準仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱については、監督員の指示を受け、受注者はこれに従うものとする。

3 受注者は、事業の実行に当たっては、林地保全に努めなければならない。

4 受注者は、事業上必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。

5 受注者は、事業実行に当たっては、諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

6 受注者は、現場内の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのないようにしなければならない。

7 受注者は、屋外作業終了に際しては、現場等を整理、清掃し、これに要する費用は受注者の負担とする。

(境界等確認)

第42条 受注者は、事業区域範囲の境界、測点杭、区域面積、除地等を確認したうえで事業を実行しなければならない。なお、境界等が不明な場合は、監督員に報告するとともに、隣接地の所有者に立会を求めて確認すること。

(事業管理)

第43条 受注者は、別添「ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託管理基準」により次に掲げる管理を行い、事業終了後その記録を監督員に提出しなければならない。ただし、事業の規模、実行条件等により、この基準により難しい場合は、別に定める特記仕様書又は監督員の指示により他の方法によることができるものとする。

- (1) 進捗状況の管理
- (2) 出来形の管理
- (3) 記録写真の整理

(第二節 森林整備等)

(地拵)

第44条 地拵は次により行うものとする。

- (1) 植栽区域内に生立しているかん木、短少な雑木、つる、竹、笹、草等造林に支障のあるものは、根元から丁寧に伐倒あるいは刈払いを行い、植付に支障のないよう取り除くこと。
- (2) 地拵は、植えた苗木の活着と以後の生育をよくすることを主眼に行うこと。
- (3) 区域内に生立している優良な既存木、及び優良木の樹種又は天然下種により成木の可能なものは、監督員の指示に従い残存すること。
- (4) 巻枯らしは監督員の承諾を得て行うものとし、樹幹の地上部60cm程度の位置において、全周囲の樹皮を幅30cm以上、深さが木質部に達するまで安全に带状剥皮した上、木質部に鉋目を入れること。

2 受注者は、全刈地拵の施工にあたっては、次の各号によるものとする。

- (1) 柵積みは、植付け作業が容易にできるよう末木、枝葉等を適宜に積重ねるものとする。この場合、急傾斜地又は風による柵の崩壊を防止するため、下側に適宜杭打ち又は雑木等を適当な高さに切り残し、植栽木の保全をはかるようにすること。
- (2) 土壌が流出するおそれのある箇所、その他特に植栽木の保全をはかる必要のある箇所については、監督員の指示に従って筋刈又は坪刈とすること。

3 受注者は、筋刈地拵の施工にあたっては、次の各号によるものとする。

- (1) 方向は見通し線を設けて、できるだけ直線とすること。
- (2) 刈払い物は、刈残し部分の上またはそばに整理して置くこと。
- (3) 刈残し部分の木竹、雑草が刈幅を覆うおそれがある場合は、そのかぶりを刈払うこと。

(植栽)

~~第45条 仮植は次により行うものとする。~~

- ~~(1) 受注者は、苗木について、あらかじめ、苗畑、運搬方法、期日、着荷場所等について調整し、着荷次第梱包を解き、直ちに仮植しなければならない。~~
- ~~(2) 仮植は土仮植を原則とし、仮植地については、植栽予定地の近くで、日陰適潤の土地で雨水が停滞せず管理に便利な箇所を選定しなければならない。~~

- ~~（３） 受注者は、仮植については、根が重ならないように並べ、幹の $1/3 \sim 1/4$ を覆土し、踏み付けた後、再び軽く土を覆い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも、むしろ等で日除けをしなければならない。~~
- ~~（４） 受注者は、仮植前に苗木が蒸されたり、又は根が乾燥して弱ったりしている場合において、苗木の活力を回復させるため水仮植をする場合には、必ず流水で行われなければならない。~~
- ~~（５） 水仮植の日数は、樹種及び苗木の衰弱度によって異なるが、根が十分に水分を吸収して樹勢を回復する程度とし、スギ苗にあっては $2 \sim 3$ 日、ヒノキ及びマツ苗にあっては 1 日程度までとする。~~
- ~~２ 植栽は次により行うものとする。~~
 - ~~（１） 植付けは適期に行わなければならない。~~
 - ~~（２） 受注者は、仮植地において衰弱し、植栽しても活着の見込みがないと認めれる不良苗木は使用してはならない。~~
 - ~~（３） 受注者は、植付けのため仮植地から植栽地に苗木を運搬するときは、その日に植付けが完了するよう 1 日の植付け可能本数を限度とし、直ちに束仮植を行ってこも等で覆い、乾燥しないようにしなければならない。~~
 - ~~（４） 受注者は、苗木の運搬に際しては根をこも等で包み、損傷しないよう丁寧に取り扱なければならない。~~
 - ~~（５） 受注者は、植栽場所に苗木を携行するときは、苗木を乾燥させないよう苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。~~
 - ~~（６） 受注者は、風当り等を考慮して、なるべく谷部に大形苗を、峰部に小形苗を植えるようにしなければならない。~~
 - ~~（７） 受注者は、急傾斜地で表土が浅い場合や、多雪地帯で雪による根曲り、雪折れのおそれがある場合は、斜め植えとしなければならない。~~
 - ~~（８） 苗木の間隔は、植栽後の保育の便を考え、適正に行わなければならない。~~
 - ~~（９） 受注者は、植穴については、径及び深さをそれぞれ 30 cm 程度に掘り耕転し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。~~
 - ~~（１０） 受注者は、植付けについては、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないようにいくぶん高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。~~
 - ~~（１１） 受注者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。~~
 - ~~（１２） 受注者は、気象状況により乾燥が続く、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報告しなければならない。~~

~~（施肥）~~

~~第４６条 施肥は次により行うものとする。~~

- ~~（１） 受注者は、肥料を現場に搬入したときは、その種類、数量等を確認し、空袋は監督~~

~~具の指示があるまで廃棄してはならない。~~

- ~~（２） 受注者は、肥料を直射日光、雨水等にさらさないように覆いをして保管しなければならない。~~
- ~~（３） 受注者は、配合を要する肥料について、当日の使用見込量分を配合しなければならない。~~
- ~~（４） 受注者は、堆肥を基肥とする場合は、植穴最下部に入れ５～１０ｃｍ覆土しなければならない。~~
- ~~（５） 受注者は、化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り（又は枝張り）の外側に点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが３～１０ｃｍになるように盛り上げ、再び踏み固めなければならない。~~
- ~~（６） 受注者は、配合肥料（粒状肥料を含む。）を施肥する場合は、基準量の入る升を使用しなければならない。~~
- ~~（７） 受注者は、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。~~
- ~~（８） 受注者は、追肥については、根張りの外側に点状、半月状又は輪状に深さ３～１０ｃｍの穴又は溝を掘り、溝の中に肥料を散布し、よく覆土しなければならない。~~

（不要萌芽の除去）

第４７条 受注者は広葉樹の不要萌芽の除去にあたっては、伐り株から発生した萌芽枝のなかから優勢なものを３～４本残し不要なものを除去しなければならない。

（かき起こし）

第４８条 受注者はアカマツ等の天然下種更新を促進するためのかき起こしの実施にあたっては、林床植物を除去し、地表に堆積している落葉落枝を含めて地表から１０ｃｍ程度かき起こさなければならない。

（下刈）

第４９条 下刈は次により行うものとする。

- （１） 受注者は、作業前に標準地を設定し、監督員の確認を受けなければならない。
- （２） 刈払いは全刈を原則とし、かん木、つる、竹、笹、雑草等植栽の生育に支障となる林床植物を地ぎわから丁寧に刈払い、植栽木を被覆しないよう列間に低く片付けておくものとする。
- （３） 受注者は、刈払いに際しては、植栽木を損傷しないようにしなければならない。特に植栽木の周囲の刈り払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。
- （４） 受注者は、植栽木に巻きついているつる類について、丁寧に除去するとともに、雪害、その他により植栽木が倒れているときは、丁寧に起こして根踏みをし、必要に応じて添木を用いて直立させなければならない。

(つる切)

第50条 つる切は次により行うものとする。

- (1) 受注者は、植栽木に巻きついているつる類は、根本から切断し出来る限り除去しなければならない。
- (2) 切り取ったつる類は、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。
- (3) 受注者は、植栽木の枯枝等は適宜取り払わなければならない。

(除伐)

第51条 除伐は次により行うものとする。

- (1) 受注者は、作業前に標準地を設定し、監督員の確認を受けなければならない。
- (2) 除伐は、主に植栽木の成長に障害を与えている樹木を伐採することをいう。
- (3) 設計図書等により植栽木を伐採するときは、次のものを優先するものとする。
 - ア 病虫獣風雪害等による被害木
 - イ 形質の悪い木（被圧木、損傷木、曲がり木、又木、倒木等）
- (4) 伐高は地際から概ね30cm程度とし、それ以外の場合は監督員の指示によるものとする。
- (5) 伐倒にあたっては、残存木に損傷を与えたり、かかり木となったりすることのないよう注意して行わなければならない。やむを得ず、かかり木となった場合はそのまま放置することなく、地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。
- (6) 植栽木に巻きついているつる類は、根元から切断し出来る限り除去しなければならない。
- (7) 受注者は、あばれ木の枝又は樹幹の形質を損なうおそれのある枝については、監督員の指示に従い適宜枝打ちをしなければならない。
- (8) 受注者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
- (9) 受注者は、伐倒木については、後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないよう等高線に平行に存置するなど施工区域内に安定した状態で処理しなければならない。なお、集積、残置した伐採木が崩落したり、降雨時に災害の原因となったりしないよう必要に応じて杭等による対策を講じなければならない。

(雪起し倒木起こし)

第52条 雪起し及び倒木起こしは、次により行うものとする。

- (1) 受注者は、積雪又は雪崩等のため樹幹が著しく傾斜し、自力では直立する見込みのないものについて、一本毎に縄を用い、立木又は杭に結縛し、樹幹を垂直に起こさなければならない。
- (2) 前項の方法では完全に直立状態に復することができないものについては、監督員とその方法について協議しなければならない。
- (3) 受注者は、根の部分が弛んでいるものについては十分踏み固めなければならない。

(枝打)

第53条 枝打は次により行うものとする。

- (1) 枝打は、将来の主伐木と見込まれる林木を選定して実施し、披圧木、損傷木、曲り木等には行ってはならない。
- (2) 枝打は、巻込みが早くなるように鋭利な枝打用なた等で、枝隆を残さないよう幹に接して、ていねいに切り落すこと。その際は、樹皮を剥さないようにしなければならない。
- (3) 枝打の時期は、造林木の成長休止期に行わなければならない。
- (4) 高所での枝打作業は、非常に危険を伴うものであるから習熟した作業員を使役し、命綱等を使用するなど、労働安全について特に注意しなければならない。
- (5) 林衣を形成している林縁木は、原則として枝打をしてはならない。
- (6) 造林木及び造林木以外の樹木で、監督員の指示するものは伐除しなければならない。

(間伐及び更新伐)

第54条 間伐及び更新伐は次により行うものとする。

- (1) 受注者は、作業前に標準地を設定し、監督員の確認を受けた後、これを指標として実施しなければならない。
- (2) 間伐は造林木の密度調整のため、造林木を伐採するほか、保育中の有用樹の成長に障害を与えている樹木を伐採しなければならない。
- (3) 更新伐は、育成複層林の造成及び育成並びに天然林の質的・構造的改善のため、主林木を伐採しなければならない。
- (4) 間伐及び更新伐の方法等は、第51条「除伐」第1項(3)～(8)に準じるものとする。
- (5) 伐倒木の搬出にあたっては搬出材積が確認できるよう書類及び写真等を整備しなければならない。

(作業道の開設及び改良)

第55条 作業道の開設及び改良は次により行うものとする。

- (1) 作業道の開設及び改良については、設計図書、契約書によるほか、「福島県森林作業道作設指針」により行うこと。
- (2) 事業実施前に設計図書により現地において測点杭及びその他測量杭等を確認したうえで実行すること。
- (3) 事業実施者は計画区域外の造林地、及び造林木に損傷を与えないよう充分留意して実施すること。
- (4) 工事に対する施行前、工事経過、その他工事中における仮設物、または埋設物、基礎工等についてはその都度、写真等により記録するとともに、その所在を明らかにしておくこと。
- (5) 工事の期間中は部外者に対し、交通止、進入禁止等をすると共に工事期間、工事内容、工事実施者、責任者等を明示した標示板等を設置しておくこと。

- (6) 設計外の残土、捨土、及び土取場等を必要とする場合は、監督員に申し出てその指示を受けること。

〈第三節 放射性物質対策〉

(柵工一般)

第56条 柵工の施工は次により行うものとする。

- (1) 木杭は、腐朽や病虫害等のない丸太を使用しなければならない。
- (2) 受注者は、特に指示のない限り、皮つき丸太を杭材及び横木材等に使用する場合は、剥皮しなければならない。
- (3) 受注者は、特に指示のない限り、杭は原則として床拵え面に垂直に所定の間隔に打ち込まなければならない。
- (4) 受注者は、杭を所定の深さに打込むことが不可能となった場合、又は所定の深さに打込んでも杭の支持が不安定な場合には、監督員の指示を受けなければならない。
- (5) 受注者は、特に指示のない限り、端部は地山等へ擦り付けしなければならない。
- (6) 受注者は、特に指示のない限り、等高線に沿って設置しなければならない。

(丸太柵工)

第57条 丸太柵工の施工は次により行うものとする。

- (1) 杭は床拵え面に垂直に打ち込み、横丸太の継目は交互にしなければならない。
- (2) 受注者は、背面に柳立粗朶を使用する場合は、背面土と密着させ萌芽するようにしなければならない。

(その他二次製品を用いた柵工)

第58条 受注者は、各種の二次製品を用いた柵工の施工にあたっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

(筋工一般)

第59条 筋工の施工は次により行うものとする。

- (1) 筋工が同一斜面に複数列ある場合の施工順序は、順次上方から下方に向って行うものとする。
- (2) 受注者は、特に指示のない限り、端部は地山等へ擦り付けなければならない。
- (3) 受注者は、特に指示のない限り、等高線状に設置しなければならない。

(植生土のう筋工)

第60条 植生土のう筋工の施工は次により行うものとする。

- (1) 受注者は、階段を切付けて施工する場合は、階段肩から所定の犬走り控え、植生土のうを敷き並べ、埋土を入れて踏み締めて仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、階段を設けずに施工する場合は、等高線に植生土のうが入る程度の溝を切付けて植生土のうを隙間のないように敷き並べ、板樋で芝を床面に密着させて目串で固定してから上下の空隙に土砂を充填し、地表面と植生土のうが一樣な平面とな

るように仕上げなければならない。

(3) 植生袋に詰める種肥土は、有機質を含む腐植土を用いなければならない。

(丸太筋工)

第61条 受注者は、丸太筋工の施工にあたっては、第56条「柵工一般」及び第57条「丸太柵工」に準じて施工するものとする。

(その他二次製品を用いた筋工)

第62条 受注者は、各種の二次製品を用いた柵工の施工にあたっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。

(枝葉の集積)

第63条 受注者は、枝葉を林内に集積する場合は次により施工しなければならない。

- (1) 枝葉を集積する場合は、自然発火を避けるため積み上げ高さの上限は2～3m程度としなければならない。
- (2) 枝葉を集積する場合には、枝葉が移動・逸散・崩落しないようしなければならない。
- (3) 枝葉を林内に柵状にして集積する場合には、移動等しないよう等高線に平行に存置するなど安定した状態で処理しなければならない。なお、降雨時に災害の原因とならないよう必要に応じて杭等による対策を講じなければならない。
- (4) 粉碎した枝葉をフレコン等に梱包して林内に集積し仮置く場合は、フレコン等が移動しないよう杭等による対策を講じなければならない。また、フレコン等を積み重ねて仮置く場合は2段積みを上限とする。

(枝葉等の運搬)

第64条 受注者は、枝葉等（幹材）を作業ポイントから運搬する場合は次により施工しなければならない。

- (1) 運搬先で、運搬毎に幹材の表面汚染密度等の放射性物質計測及び管理を行わなければならない。
- (2) 幹材の運搬にあたっては材積、計測値及び管理状況が確認できるよう書類及び写真等を整備しなければならない。

(空間放射線量率の測定)

第65条 受注者は、森林整備等の実施の前後に地上高1mの空間放射線量率を測定しなければならない。

- (1) 測定点付近の3m×3m程度の中を測定器を持ってゆっくり巡回し、急激に空間放射線量率が高くなるような特異な場所が存在しないことを確認する。
- (2) 測定は1点当たり3回行い、平均値を測定値とする。
- (3) 指示値のふれが十分に安定した後の指示値を読み値とする。
- (4) 腕を伸ばす等出来る限り検出器を遮蔽しない状態で測定を行う。

2 受注者は空間放射線量率の測定点を1haあたり1点以上選定し、発注者の承諾を受けなければならない。ただし、1施行地が1haに満たない場合は、1施行地1点以上を選

点するものとする。

- 3 測定に用いる機器はシンチレーション式サーベイメータとし、機器の校正等については、「除染関係ガイドライン」（平成23年12月第1版環境省）に準じなければならない。

ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託管理基準

(目 的)

この基準は、ふくしま森林再生事業の実施について、事業目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的として、ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託標準仕様書第43条の規定に基づいて定めたものである。

(管理の項目)

この基準に規定する作業管理の管理項目は、次の各号のとおりとする。

- 1 進捗状況管理
 - (1) 工程表
 - (2) 区域確認
 - (3) 業務日報
- 2 出来形管理
 - (1) 出来形管理基準
- 3 写真管理
 - (1) 写真の撮影要領
 - (2) 写真の撮影と整理

(管理の方法)

- 1 管理の方法
 - (1) 現場責任者は、作業の実施の都度、その結果を記録するとともに、その結果に基づいて適切な実行管理を行わなければならない。
 - (2) 実行管理の記録は、作業を実行中は現場事務所等に備え付け、常に監督員の閲覧に供されるように、整理しておかななければならない。
- 2 進捗状況管理
 - (1) 工程表
 - ① 進行管理は、計画と実行とを対比させた工程表により行うものとする。
 - ② 工程表を変更する必要がある場合は、遅滞なく変更工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。
ただし、監督員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。
- 3 業務区域の確認
業務実施に先立ち、あらかじめ区域の周囲等を踏査し、現地を確認しなければならない。
- 4 業務日報
業務の着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した作業日報を作成しておかななければならない。
- 5 出来形管理
出来形の管理は、設計図書に記載されている面積、本数等に対して管理を行い、出来形管理基準は別表1「出来型管理基準」のとおりとする。

6 記録写真管理

(1) 記録写真の撮影

- ① 記録写真は、業務完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等に役立たせるために撮影するものとし、着手前の状況から完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
- ② 各作業種別の記録写真の撮影は、別表2「写真の撮影要領」によるものとする。

(2) 記録写真の撮影と整理

- ① 記録写真の撮影と整理は、前記①によるほか、次の各項によらなければならない。
 - (ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。
 - a 業務名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黑板
 - b 写真機（予備を用意しておくこと）
 - c 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等
 - (イ) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - a 業務の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう業務の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。
 - b 撮影後は、できるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし撮影が不完全な場合は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督員に報告して、その指示を受けなければならない。
 - c 被写体には、必ず所要事項を記入した黑板を添えなければならない。
 - d 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
 - e 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかなければならない。
 - f 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、着手前の写真になるべく完了後も残る物体を入れて撮影しなければならない。
 - (ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - (エ) 写真の整理方法については、写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集し、四ツ切以上のアルバムに貼付し、台紙下欄に次の各号について記述しなければならない。
 - a 写真中の黑板で作業種、作業内容等の明らかなものは、撮影方向と作業の説明
 - b 黑板の入っていないもの又は不明瞭なものは、黑板記載事項、撮影方向及び作業の内容

(3) デジタル写真

① 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。なお、この場合において、撮影時刻を明らかにするため補正を行った写真の元となった写真を併せて提出する。

② 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

③ 写真ファイル

記録形式、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

④ その他

(ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。ただし、監督員の下承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督員と協議の上決定する。

また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

(別表1)

出来型管理基準

区分	項目	規格値	測定基準	測定箇所
植栽	①面積	設計面積を下回らない(活着率80%以上)	面積設計の場合は植栽範囲を測定する	面積が確認できる図面で示すこと
	②植栽本数	植栽本数を下回らない(活着率80%以上)	本数設計の場合は植栽本数を確認する	合計の本数が確認できる図面で示すこと
地拵 不要萌芽の除去 かき起こし 枝打ち 雪起こし及び倒木起こし	面積	設計面積を下回らない	面積については施行範囲を測定する	面積が確認できる図面で示すこと
下刈	①面積	設計面積を下回らない	面積については施行範囲を測定する	面積が確認できる図面で示すこと
	②被覆状況	設計被覆率を下回らない	被覆率については下刈り前に標準地内の被覆状況を確認し、状況写真を監督員に提出すること	
除伐(チェーンソー伐以外)	①面積	設計面積を下回らない	面積については施行範囲を測定する	面積が確認できる図面で示すこと
	②束数	設計束数を下回らない	束数については伐採前に標準地内の束数を確認し監督員へ提出すること	
除伐(チェーンソー伐)	①面積	設計面積を下回らない	面積については施行範囲を測定する	面積が確認できる図面で示すこと
	②伐採本数	設計伐採本数を下回らない	伐採本数については標準地内の伐採本数を確認する	
間伐及び更新伐	①面積	設計面積を下回らない	面積については施行範囲を測定する	面積が確認できる図面で示すこと
	②伐採率	設計伐採率を下回らない	伐採率については標準地内の成立本数と伐採本数から確認する	
	③搬出材積	設計数量を下回らない	伝票・写真・帳簿等で確認する	

区分	項目	規格値	測定基準	測定箇所
作業道の開設・改良	①延長	-200mm	1施工箇所毎	起終点間の延長
	②幅員	-100mm	施工延長100m毎に1箇所 延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所	全幅員
	その他、必要に応じ福島県農林水産部監修「共通仕様書（農林水産土木工事編）」及び福島県土木部監修「共通仕様書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」に準じて行う			
枝葉等の破碎・分別・保管・集積・運搬	出来型数量	設計数量を下回らない	伝票・写真・帳簿等で確認する フレコン等にはスプレーでナンバリングを行う	
丸太柵工 丸太筋工	①柵高	-10.0%	施工延長40m毎に1箇所 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する	柵高は横木の最上段の上面と最下段の下面との間を測定する 延長は留杭の中心点間を測定する
	②延長	- 0.2% ただし延長50m未満は-100mm		
伏工	①斜長	-2.0%	施工延長を測定する	三辺法による
	②延長	-0.2%		

(別表2)

記録写真の撮影要領

区分	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
地拵	施行地の状況	施行前 施行後	施行面積2,000m ² につき 1箇所の割合 又は 1 施行単位に 1 回
植栽	施行地の状況	施行前 施行後	
	苗木植栽間隔	施行後	
	苗木種別 苗木規格・寸法	搬入時	搬入毎 種別毎
不要萌芽の除去	施行地の状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
かき起こし	施行地の状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
下刈	被覆状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
除伐（チェーンソー伐）	伐根	施行後	標準地毎に 1 回
除伐 （チェーンソー伐以外）	束数	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
枝打	施行地の状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
雪起し及び倒木起こし	施行地の状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
間伐及び更新伐	伐根	施行後	標準地毎に 1 回
	施行地の状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
	搬出の状況	施行中	施行毎に適宜
	検知状況（搬出材積土 場検知の場合）	施行中	はい積み毎に 1 回
作業道の開設・改良	施行状況	施工前 施工後	起終点 中間点は100m毎
	工作物の状況	施工後	1 施工単位に 1 回
枝葉等の破碎・分別・保管	施行状況	施行中	施行毎に適宜
枝葉等の集積	施行状況	施行前 施行後	標準地毎に 1 回
枝葉等の運搬	運搬状況 計測・管理状況	施行中	施行毎に適宜
	計測値	施行中	運搬 1 回（台）毎に 1 回
丸太柵工 丸太筋工	杭長・杭間隔 柵高	施工後	1 施工単位に 1 回
空間放射線量率測定 （森林整備等実施前後）	測定状況 計測値	施行中	1 施行単位に 1 回

契約に係る指名停止に関する申立書の提出について

本業務は、福島県のふくしま森林再生事業補助金を活用した事業であり、ふくしま森林再生事業補助金交付要綱に基づき契約を行う。そのため、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者は、様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を行うこと。

提出先: 農林整備課林業係

提出方法: 電子メール (MAIL:norinseibi@city.minamisoma.lg.jp)

提出期限: 入札日前日まで

様式第2号（要綱第4条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

南相馬市長

所在地

商 号

代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から委託契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） 〇〇には「工事請負」、「委託」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

（注2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む